

人材紹介契約書

株式会社●●（以下、「甲」という）と株式会社ファーストペンギン（以下、「乙」という）は、乙が甲に行う人材の紹介に関して、下記のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（業務の内容）

乙は、甲が求める人材の採用を支援するため、甲から明示された求人条件（職業安定法第5条の3に定められた事項を含む）に該当するものと思われる人材（以下、「候補者」という）を、甲に対して紹介する（以下、本条に定める乙の業務を「本件業務」という）。

第2条（採用の決定）

- 1 甲が乙から紹介された候補者の採用を決定した場合には、甲は乙に対し、労働条件通知書その他これに準ずる書面（以下、「労働条件通知書等」という）を遅滞なく交付しなければならない。
- 2 前項の労働条件通知書等には、労働基準法に定められた事項のほか、次条に規定する想定理論年収を記載するものとする。
- 3 乙は、甲から交付された労働条件通知書等を候補者に交付した後、当該候補者の入社意思を速やかに甲に通知しなければならない。

第3条（報酬の支払い）

- 1 甲が乙から紹介された候補者の採用を決定し、当該候補者が乙に入社した場合（以下、当該候補者を「採用決定者」という）、甲は乙に対して、本件業務の報酬を支払う。
- 2 前項の報酬は、採用決定者の想定理論年収の30%とする。なお、想定理論年収とは、下記の各号に定める金額を指す。
 - ① 月給制の場合：下記の金額の合計額
 - ・月額固定給（基本給、家族手当、住宅手当、役職手当その他毎月固定額が支払われる諸手当の合計額。ただし、通勤交通費を除く）の12か月分
 - ・前年度支払実績に基づく賞与額
 - ② 年俸制の場合：下記の金額
 - ・年俸額（ただし、通勤交通費を除く）
- 3 甲は乙に対して、前項に定める報酬金額に消費税を加算した金額を、採用決定者が入社した日が属する月の翌月末日までに、乙が指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 4 甲が乙に対して、報酬を甲以外の第三者に請求するよう求めた場合、報酬の支払責任は当該第三者が負い、甲はこれに連帯して保証するものとする。
- 5 乙が甲に候補者を紹介した日から365日以内に、甲が当該候補者の採用を決定した場合、乙の紹介によって甲が当該候補者を採用したものとみなし、甲は乙に対して本条に定める報酬を支払う。

第4条（報酬の返還）

- 1 採用決定者が入社した後に、当該採用決定者が自己都合で退職した場合または当該採用決定者の責に帰すべき事由により解雇された場合、乙は甲に対して、下記の利率に従って、前条の規定に基づき支払われた報酬を返還するものとする。

入社後1か月以内：報酬の80%

入社後3か月以内：報酬の50%

- 2 乙は、前項の返金額を、採用決定者が退職した日が属する月の翌月末日までに、甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 第1項に定める場合のほか、採用決定者の退職または解雇について、乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、一切の責任を負わない。

第5条（報告）

甲および乙は、採用選考の結果、内定受諾の有無その他本件業務の実施状況に関して、相手方からの請求があった場合には、遅滞なく報告しなければならない。

第6条（通知）

甲および乙は、下記の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、予めその旨を書面により通知しなければならない。

- ① 法人の名称または商号を変更するとき
- ② 振込先指定口座を変更するとき
- ③ 代表者を変更するとき
- ④ 本店、主たる事業所の所在地または住所を変更するとき

第7条（再委託）

—乙は、本件業務の全部または一部を第三者に対し再委託することはできない。—

第8条（守秘義務）

- 1 甲および乙は、本契約に基づき相手方から開示された情報を、目的の範囲内で利用するとともに、厳重に管理し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示してはならない。
- 2 前項の規定は、当該情報が下記の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - ① 公知の事実または当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
 - ② 第三者から適法に取得した事実
 - ③ 開示の時点で既に保有していた事実
 - ④ 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実
- 3 前2項の規定は、本契約の終了後も有効とする。

第9条（損害賠償責任）